

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件 一六二
  - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 一六三
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 一六三
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 一六三
  - 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 一六三
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 一六三
  - 生活保護法による指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 一六三
  - 生活保護法による指定医療機関の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 一六三
  - 県営土地改良事業計画を定めた件 一六三
  - 公金の収納の事務を委託した件 一六三
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件三件 一六四
  - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 一六五
  - 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 一六五
  - 福 島 県 企 業 局 一六五
  - 落札者を決定した件 一六五
  - 福 島 県 警 察 本 部 一六六
  - 落札者を決定した件 一六六
  - 正 誤 一六六
  - 平成十九年七月二十日付け定例第千八百九十四号中 一六六

## 告 示

福島県告示第二百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 契約を締結した者の氏名及び住所

鈴木 和郎 福島県福島市三河北町十六番三号

二 契約の期間の始期

平成二十四年四月一日

三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用の額及び実費の額の合算

四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

### 福島県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年五月十八日

名 称	所 在 地	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平
そうごう薬局	福島県笹木野 福島市笹木野字中西裏一八一四	指 定 年 月 日	平成二十四年三月一日
アイル薬局	川俣店 伊達郡川俣町字本町四一―八	同	同
しのお薬局	鏡石店 岩瀬郡鏡石町鏡沼二―四	同	同
しのお薬局	文京店 西白河郡矢吹町文京町二二七―三六	同	同
しのお薬局	新本町店 西白河郡矢吹町本町二五―一	同	同
きよはし薬局	駅前店 田村郡三春町担橋二丁目一―五	同	同
訪問看護ステーション	ゆ 福島市清明町一―〇	同	同
元気薬局	福島市大町二―一四	同	同
なぬかまち薬局	会津若松市大町一丁目二―一九	同	同

調剤薬局ゼネファーム南町 須賀川市南町三一七一 同 月二日  
 須賀川スカイ薬局 須賀川市森宿字狐石一二九一四五 同 月一日  
 さくら薬局 相馬桜ヶ丘店 相馬市中村字桜ヶ丘二二二一一 同 同  
 さくら薬局 田村常葉店 田村市常葉町常葉字内町一三 同 同  
 橋本クリニック 本宮市白岩字馬場一〇一一 平成二三年一 月一六日  
 雷クリニック 田村郡三春町字垣橋二一一一二 平成二四年三 月一日  
 調剤薬局ゼネファーム館馬 会津若松市館馬町一七 同 年二 月一日  
 店 (社会福祉課)

福島県告示第二百五十四号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
 平成二十四年五月十八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐 藤 雄 平  
 山家医院 南相馬市原町区栄町二一六二 休止年月日 平成二三年三 月一五日  
 南相馬市立小高病院 南相馬市小高区東町三一八 同 年五 月一日  
 (社会福祉課)

福島県告示第二百五十五号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
 平成二十四年五月十八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐 藤 雄 平  
 安齋歯科医院 福島市南沢又字上並松一八一三 廃止年月日 平成二三年一 月二二日  
 元気薬局 福島市大町二一一四 平成二四年一 月二二日

サトー薬局 相馬市尾浜字二合田一二一一三 月一日  
 雷クリニック 田村郡三春町大字平沢字田畑二八六一一 平成二四年二 月二九日  
 (社会福祉課)

福島県告示第二百五十六号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。  
 平成二十四年五月十八日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐 藤 雄 平  
 佐藤歯科医院 田村市船引町船引字扇田八〇 指定辞退年月日 平成二四年三月三 月一日  
 (社会福祉課)

福島県告示第二百五十七号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。  
 平成二十四年五月十八日

氏 名 住 所 福島県知事 佐 藤 雄 平  
 渡邊 國恭 二本松市大平中井 施術所名 施術所の所在地 指定年月日  
 四三 サービス二本 中五八一二 松店 月一日  
 (社会福祉課)

福島県告示第二百五十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十四年五月十八日

氏名 住所 施術所名 施術所の所在地 指定年月日  
 齋藤 真吾 福島市太平寺字樋 太平寺接骨院 福島市太平寺字樋田 平成二十四年三月一日  
 田一一九 一―一九 (社会福祉課)

福島県告示第二百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
遠藤 信幸	福島市宮代字段ノ腰九三	遠藤接骨院	福島市宮代字段ノ腰九三	福島市宮代字段ノ腰一三〇―二

(社会福祉課)

福島県告示第二百六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称及び所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	変更後	
		変更前	変更後
爽秋会ふくしま訪問看護ステーション	福島市蓬萊町一丁目一三一八	ふくしま緩和ケア訪問看護ステーション	福島市郷野目字宝来町二―一三

福島県告示第二百六十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、鶴沼三堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十四年五月二十一日から  
同 年六月十一日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所  
会津若松市役所

(農村計画課)

福島県告示第二百六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。  
 平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県林業・木材産業改善資金に係る貸付金の償還金の収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
福島県森林組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県北森林組合	同 市岡部字前田一三七番地一
郡山市森林組合	郡山市逢瀬町多田野字本郷二二八番地
田村森林組合	田村市常葉町西向字堂ヶ入六二番地七
ふくしま中央森林組合	田村郡小野町大字小野新町字知宗五九番地二
東白川郡森林組合	東白川郡棚倉町大字棚倉字南町一〇〇番地二
西白河地方森林組合	白河市旭町一丁目二四二番地

会津北部森林組合	喜多方市字舞台田三一二八番地八
西会津町森林組合	耶麻郡西会津町尾野本字樋ノ口原乙一四六〇番地
会津若松市地方森林組合	会津若松市城前二番三号
下郷町森林組合	南会津郡下郷町大字豊成字下モ六二七六番地
田島森林組合	同 郡南会津町田島字後原甲三五八六番地
只見町森林組合	同 郡只見町大字只見字町下二五九一番地 三〇
伊南村森林組合	同 郡南会津町小塩字上ミ原八〇番地
笹岩村森林組合	同 郡同 町松戸原五一番地
相馬地方森林組合	南相馬市原町区錦町一丁目三四番地
いわき市森林組合	いわき市平字正内町一〇七番地三
福島県木材協同組合連合会	福島市中町五番一八号
福島県郡山地区木材製材協同組合	郡山市田村町金沢字大六一四九番一〇
東白製材協同組合	東白川郡塙町大字台宿字下稲沢三八五番地一
福島県勿来地区木材製材協同組合	いわき市勿来町窪田道作三三番地

三 収納の事務を委託する期間

平成二十四年四月二日から平成二十五年三月二十九日まで

(林業振興課)

公 告

公告第百十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月七日

- 二 名称  
特定非営利活動法人南相馬こどものつばさ
- 三 代表者の氏名  
西 道典
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南相馬市鹿島区寺内字八幡林四十五番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、南相馬の子どもたちに対し、外で思い切り遊ぶことのできる機会を与えるため、林間・臨海学校プログラムを開発・提供し、また学校と地域のかけ橋となることで地域の発展及び青少年の健全な発達に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月十日
- 二 名称  
NPO法人ふくしま再生可能エネルギー普及促進センター
- 三 代表者の氏名  
内藤 清吾
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県郡山市鶴見坦一丁目十四番五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災において惹起された東京電力福島第一原発の放射能漏洩事故により、いまだに十五万人を超える県民が避難を余儀なくされている福島県の現状にあつて、原発に頼らない社会の実現のため太陽光、風力、地熱、水力などの再生可能エネルギーを活用することにより、環境への負荷の少ない特徴ある地域活性化を行うことを目的として設立され、これまでの大資本による、原発を中心とした発電システムから、小資本でも導入可能な自然エネルギーによる発電、中でも太陽光による発電の普及活動を行い、太陽光発電の新たな産業を興すことにより新規雇用を創出して雇用を確保し、福島県の復興に資することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月九日

二 名称

NPO法人グリーンファーム

三 代表者の氏名

半澤 正彦

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市岡部字内川原三十三番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、「西に丘陵東に沃野」広大な農地を活用した耕作放棄地を再利用すべく安全・安心な食材の確保と就労の機会が少ない障がい者の方々とビニールハウス(多層被覆省エネハウス)栽培による車椅子使用可能な作業所と農業後継者のいない方々とのネットワークづくり・交流の機会を増進しその保護者を支援し連携を密にしながら真剣に向き合い、共に学び思いやりのある人間形成・社会形成に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月一日

二 名称

特定非営利活動法人はーとふぁーむ

三 代表者の氏名

矢吹 貞一

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市島二丁目十一番十号ブリペールB棟二〇二号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者・知的障がい者・身体障がい者に対して、社会参加・社会復帰・生活支援に関する事業を行い、障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年五月十日

二 名称

特定非営利活動法人相馬フォロアチーム

三 代表者の氏名

羽根田 万通

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市中村二丁目二番地の十五

五 定款に記載された目的

この法人は、相馬市内の園児、児童、生徒、教員等に対して、東日本大震災により生じた心理的ショックを緩和するための心理的なケアに関する事業を行い、もって相馬市民の心の健康の維持に寄与すること、子供たちの生きる力をはぐくむことを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により、新田作地区に係る県営農業農村基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))の工事は、平成二十四年三月二十六日完了したので公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

公告第二百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の二第三項の規定により、北小屋地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十三年七月十一日完了したので公告する。

平成二十四年五月十八日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県企業局

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工業の森・新白河B工区用地造成工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）第222条の11第1項の規定により公告する。

平成24年 5月18日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
工業の森・新白河B工区用地造成工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企業局経営企画課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 4月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
鹿島・藤田特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
- 5 落札金額  
2,412,039,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日  
平成24年 1月31日

(経営企画課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第56号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年 5月18日

福島県警察本部長 平井 興 宣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
運転免許更新時講習用教本（教則） 予定数量245,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 4月18日
- 4 落札者の氏名及び住所

- 5 落札金額  
96.6円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特定政令第6条の公告を行った日  
平成24年 2月24日

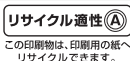
(会計課)

正 認

ページ	段	行	正 認
-----	---	---	-----

○平成十九年七月二十日付け定例第千八百九十四号中

五三六	フ	リ	ガ	ナ	フ	リ	ガ	ナ
	事業所の所在地							
	訪問介護							
	訪問入浴介護							
	訪問看護							
	訪問入浴介護							
五三七								



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 印刷所

福島県 株式会社 第一印刷